別紙

検査標章の貼付位置に関する注意事項

近年、車線逸脱警報装置及び衝突被害軽減制動装置等が装備された自動車において、車室内後写鏡周辺に当該装置を作動させるためのセンサやカメラ（以下、「センサ等」という。）が装着されていることがあり、センサ等の認識範囲に検査標章を貼付した場合、当該装置が正しく作動しないおそれがあります。

このため、検査標章を貼り付ける際は、車室内後写鏡周辺に当該センサ等が装着されているかを確認し、装着されている場合は、車両の取扱説明書や整備マニュアル等に記載されている注意事項を遵守し貼付するようお願います。

なお、貼付場所が不明な場合は、お買い求めの販売会社又は各自動車メーカーのお客様相談窓口等へ問い合わせ下さい。

【事例：スバルレガシィの場合】

【センサ等の認識範囲への貼付例】

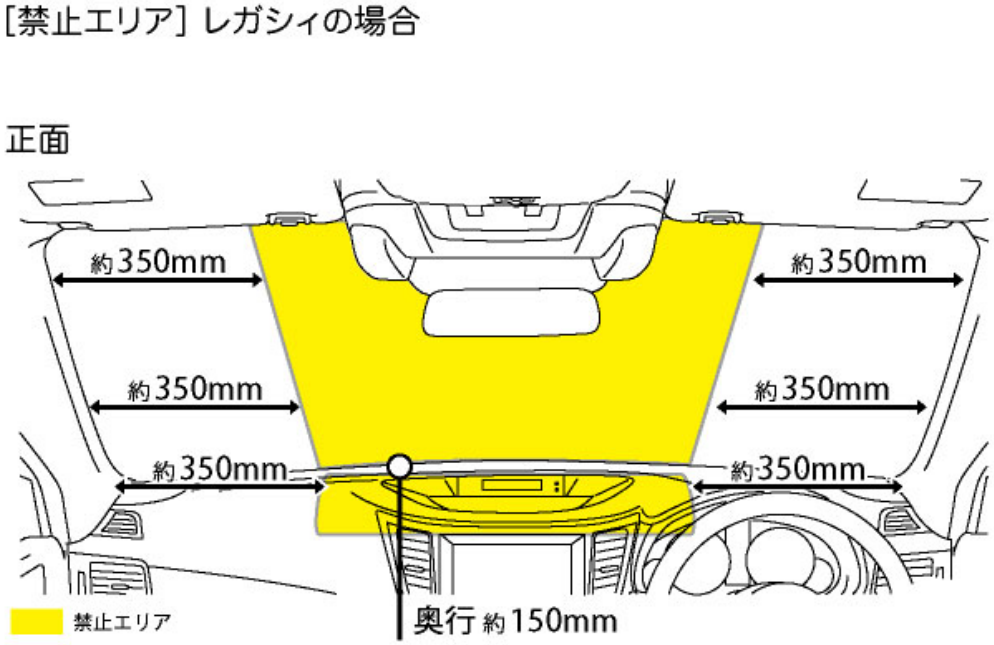

【取扱説明書の記載事項】

北海道運輸局　札幌運輸支局